

熊本県告示第290号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成15年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 昭和25年建設省告示第903号熊本都市計画下水道事業
熊本公共下水道
- 3 事業施工期間 昭和32年4月1日から平成17年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

熊本県告示第291号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成15年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 施行者の名称 荒尾市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 昭和43年建設省告示第4079号荒尾都市計画下水道事業
業荒尾公共下水道
- 3 事業施工期間 昭和43年12月28日から平成18年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

熊本県告示第292号

熊本県自然ふれあい指導員要項を次のように定める。

平成15年3月24日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県自然ふれあい指導員要項

(趣旨)

第1条 この要項は、県内の優れた自然環境や希少な野生動植物を保護し、県民の自然とのふれあいや適正な自然利用を指導するための熊本県自然ふれあい指導員（以下「指導員」という。）の認定及び活動内容等について、必要な事項を定めるものとする。

(活動)

第2条 指導員は、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 野生動植物、地形、地質、自然現象等の観察及び野外活動の指導・助言
- (2) 野生動植物の捕獲、殺傷、採取及び損傷、野外施設のき損、野外での火気使用、ごみの散乱、河川・湖沼の汚損等自然の不適正な利用行為又は他の利用者等に対する迷惑行為に対する注意の呼びかけ又は指導
- (3) 県民の自然とのふれあいの推進及び自然保護思想の普及啓発

(区域)

第3条 指導員が活動する区域は、次の各号に掲げる区域とする。

- (1) 熊本県自然環境保全条例（昭和48年熊本県条例第50号）第11条第1項に規定する自然環境保全地域、同条例第19条第1項に規定する緑地環境保全地域及び同条例第23条第1項に規定する郷土修景美化地域
- (2) 熊本県立自然公園条例（昭和33年熊本県条例第45号）第12条第1項に規定する熊本県立自然公園の区域
- (3) 熊本県希少野生動植物の保護に関する条例（平成2年熊本県条例第61号）第7条第1項に規定する特定希少野生動植物保護区並びに特定希少野生動植物の生息地、繁殖地及び自生地
- (4) その他県内の優れた自然を有する地域

(募集)

第4条 知事は、県内に居住する20歳以上の健康な者で自然環境の保全に熱意を持ち、ボランティアによる活動を希望するものを指導員として募集する。

(認定)

第5条 知事は、第4条に規定する募集に対し応募した者の中から、知識、経験等を考慮し